

# 文教厚生委員会 会議録

日 時 令和元年12月3日(火)

午前10時開会, 午後0時15分閉会

場 所 第2委員会室

- 
- 1 開 会
  - 2 委員長挨拶
  - 3 協議事項
    - (1) 教育委員会関係
    - (2) 保健福祉部関係
    - (3) その他
  - 4 閉 会

---

出席委員(8名)

委員長	福田	一夫
副委員長	矢口	勝雄
委 員	田子	優奈
委 員	奥谷	崇
委 員	目黒	英一
委 員	塚原	圭二
委 員	下村	壽郎
委 員	鈴木	一彦

---

欠席委員(なし)

---

説明のため出席した者(17名)

教育長	井坂	隆
教育部長	羽生	元幸
教育総務課長	平井	康裕
学務課長	元川	宏
文化生涯学習課長	中澤	達也
スポーツ振興課	根本	卓也

第一学校給食センター	沼崎 俊明
第二学校給食センター	多田 宏
図書館長	入沢 弘子
図書館副館長	大貫 三千夫
保健福祉部長	川村 正明
社会福祉課長	長谷川 雄一
障害福祉課長	加藤 史子
こども福祉課長	藤井 徹
高齢福祉課長	水田 和広
国保年金課長	菊田 宏巳

---

事務局職員出席者

係 長 小野 聡

---

傍聴者（なし）

---

○**福田委員長** ただ今から文教厚生委員会を開催いたします。まず、教育委員会から行います。今回は、議案関係はございません。報告事項になります。（1）財産の取得の変更（（仮称）土浦市立学校給食センター厨房機器物品購入）について、執行部より説明をお願いします。

○**元川学務課長** 学務課でございます。資料1ページをお願いいたします。本件につきましては、現在整備中の新しい学校給食センターで使用する厨房機器一式を購入するもので、契約額が2,000万円以上となることから、平成30年9月議会において、財産の取得として議決をいただき、同月に契約したものでございますが、本年10月1日に消費税率が8%から10%に引き上げられたことに伴いまして、契約金額を増額変更するものでございます。なお、本件は、財産の取得に係る契約案件であるため、総務市民委員会の案件ではございますが、文教厚生委員会に関連します学務課が所管する事業ですので、委員の皆様にご報告させていただくものです。まず、資料の6変更の内容をご覧ください。今回の変更につきましては、購入する厨房機器のうち、接続工事や配管工事を行わない、容易に移動が可能なものに新税率が適用となりますことから、契約金額を増額変更するもので、金額につきましては、3契約金額に記載のとおり、現在の契約金額5億4,637万2,000円を212万3,405円増額し、5億4,849万5,405円に変更するものでございます。新税率が適用となる厨房機器につきましては、7概要に記載のとおり、

購入する厨房機器814台のうちの501台で、コンテナ、移動台、ラック、スタックカート、配缶台などでございます。その他、名称、納入場所、期間、契約の相手方に変更はございません。次ページ以降は参考資料として添付させていただいたもので、まず、2ページは厨房機器が設置される各室を示した作業動線図でございます。次の3ページから7ページまでは、購入する厨房機器の一覧表で、表の一番右の欄に○印のあるものが新税率の対象となるものでございます。7ページの一番下、合計欄に記載のとおり、814台のうち501台が新税率の対象となります。次の8ページには、新税率の対象となる主な厨房機器の写真を添付させていただきました。簡単ですが、説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○福田委員長 質問はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 それでは次、(2)令和元年度土浦市一般会計補正予算(第5回(専決))について、順次執行部より説明をお願いします。

○平井教育総務課長 資料は9ページをお願いします。私からは、学校施設復旧事業台風15号関連教育総務課分について説明させていただきます。1の補正の理由でございますが、去る9月8日から9日にかけて、千葉市付近に上陸の後、茨城県を通過しました台風15号の強風により、本市においても、最大風速11.8m、最大瞬間風速23.2mを記録する強風の発生に伴い、大岩田小学校のプール敷地内の、日よけシェード破損、中学校においても、土浦三中の自転車置き場屋根の、破損等の被害が発生したことから、施設等の復旧・修繕を速やかに行うため、令和元年度補正予算第5回専決を編成し、地方自治法179条第1項の規定に基づき10月9日付専決処分により、対応させていただいているところでございます。次項、10ページをお願いします。台風15号の被害による修繕等の一覧でございます。修繕については、廃校を含む16の小中学校で25件の被害が発生し、修繕に伴う予算額は682万8,000円となっております。再度資料9ページにお戻り願います。2番補正予算額でございます。歳出につきましては、11款災害復旧費、5項文教関係災害復旧費、1目学校施設災害復旧費、11節需用費に、25件の学校施設修繕分として、682万8,000円の増額補正により対応しているところでございます。現在、修繕については全て対応済みとなっております。説明は以上でございます。

○福田委員長 質問があればお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 続いて学務課どうぞ。

○元川学務課長 学務課でございます。資料11ページをお願いします。ただ今の教育総務課の案件と同様に、先の台風15号の強風により、土浦第四中学校及び土浦第六中学校の屋外用バスケットゴールが破損したことから、その修繕に速やかに対応するために補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、10月9日付けで専決処分を行ったものでございます。補正予算額につきましては、

1 1 款 災害復旧費，5 項文教施設災害復旧費，1 目学校施設災害復旧費，1 1 節需用費として23万1,000円，16節原材料費として9万4,000円，合計32万5,000円の増額補正となっております。詳細につきましては，12ページをお願いいたします。こちらの表のとおり，土浦第四中学校1基，土浦第六中学校2基の破損したバスケットゴールについて，ゴール板・ゴールリング交換等の修繕を行ったものでございます。説明は以上でございます。

○福田委員長 質問があればお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 続いて文化生涯学習課どうぞ。

○中澤文化生涯学習課長 つづきまして，文化生涯学習課です。委員会資料の13ページをお願いいたします。同じく第5回の補正予算についてでございます。台風15号の影響により，青少年の家施設内の樹木が根元から倒木したことから，社会教育施設災害復旧費として51万4,000円の補正予算を編成し，専決処分により対応したものでございます。14ページをお願いします。表の被害状況にありますように，倒木したヒマラヤスギ3本の処分と土の埋戻しを行なったものでございまして，委託業務は完了しております。説明は，以上でございます。

○福田委員長 質問があればお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 続いて文体育施設どうぞ。

○根本スポーツ振興課長 資料の15ページをお願いいたします。同じく台風15号により被害の出ました体育施設の修繕でございます。補正予算につきましては11款災害復旧費，5項文教関係災害復旧費，3目体育施設災害復旧費，11節需用費において51万5,000円。13節委託料において9万3,000円の専決処分を行ったもので，10月9日に専決処分を行ったものでございます。詳細につきましては16ページをお願いいたします。表の通り修繕が4件，委託料が1件でございます。説明は以上でございます。

○福田委員長 質問はありますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 このうち水郷体育館防犯カメラ浸水による故障というのは

○根本スポーツ推進課長 外階段の下に付いておりまして，雨が入って故障したとのこととあります。

○福田委員長 あとはよろしいでしょうか。

○下村委員 これはそれぞれ保険対応では無いのですか。

○平井教育総務課長 施設の方は管財課の方で保険に入っているのですが，施設は保険の適用がございません。一部の被害については保険対応外となっております。

○福田委員長 それでは続きまして19号関連の補正予算第6回について説明をお願いいたします。

○平井教育総務課長 教育総務課でございます。資料は，17ページをお願いします。

私からは、学校施設復旧事業台風19号関連について説明させていただきます。1の補正の理由でございます。去る10月12日に、大型で強い勢力を保ったまま伊豆半島に上陸し、その後、茨城県を通過した台風19号による強風の影響によりまして、本市においても、最大風速13.0m、最大瞬間風速26.2mを記録する、強風の発生に伴い、大岩田小学校の物置屋根の破損や、旧斗利出小学校敷地内の倒木等の、被害が発生したことから、倒木の処分や、施設等の修繕を速やかに行うため、令和元年度補正予算第6回専決を編成し、地方自治法179条第1項の規定に基づき10月13日付専決処分により、対応させていただいているところでございます。次項、18ページをお願いします。台風19号の被害による修繕等の一覧でございます。修繕については、廃校を含む9小学校で13件の被害が発生し、修繕に伴う予算額は133万4,000円、下段の倒木撤去に伴う予算額は5万円となっております。再度資料17ページにお戻り願います。2番、補正予算でございます。歳出につきましては、11款災害復旧費、5項文教関係災害復旧費、1目、学校施設災害復旧費、11節需用費に、12件の学校施設修繕費として133万4,000円。13節委託料として、倒木1件の処分委託料として5万円の、合計、138万4,000円の増額補正により、対応しているところでございます。現在13件の内、12件について対応済みとなっており、年内には全て完了する予定でございます説明は以上でございます。

○福田委員長 質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 続きまして社会教育施設復旧事業についてお願いいたします。

○中澤文化生涯学習課長 委員会資料の19ページをお願いいたします。同じく第6回の補正予算についてでございます。台風19号の影響により、藤沢集会所の屋根の一部が破損し、雨漏りの被害が発生したことから、公共施設の修繕を速やかに行うため、第6回補正予算を編成し、10月13日付社会教育施設災害復旧費として37万1,000円の補正予算を編成し、専決処分により対応したものでございます。20ページをお願いします。表の被害状況にありますように、屋根の棟瓦留めと玄関天井の修理を現在行なっているところでして、12月中旬頃の修理完了を予定しております。説明は、以上でございます。

○福田委員長 質問はございますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 集会所というのは位置づけ的にはどのようなものなのですか。

○中澤文化生涯学習課長 藤沢公民館とっております。こちらは地域対策改善特別措置法の補助事業といたしまして昭和62年に建設された木造平屋建てとなっております。新治公民館がございますけど、その施設の一部として公民館として位置づけております。

○福田委員長 それでは次をお願いいたします。

○根本スポーツ振興課長 資料21ページをお願いします。同じく台風19号により被

害を受けた体育施設の修繕でございます。補正予算につきましては11款災害復旧費5項文教関係災害復旧費3目体育施設災害復旧費11節需用費におきまして101万6,000円の増額補正を行ったものでございます。10月13日付の専決処分により対応いたしました。内容といたしましては、22ページに記載の3件の修繕でございます。以上です。

○**福田委員長** 質問はございますか。

○**塚原委員** 学校の桜の木とかかなり大きくなっておりまして、そういうのが倒木が起きるので、事前に樹木検査等を含めてお金が掛かることなんですけど、倒れてしか対応できないのですか。

○**平井教育総務課長** 学校の敷地内の桜の木ですとかいろいろ木がありますが、定期的にフェンスから出ていないかですとか、電線にかかっている木はまとめて委託で伐採をしているところでございます。ただどうしても台風の時期にできているかというと、樹木の生育の時期がやはり夏から秋にかけてという部分がありまして、冬場の時期でないと枝の伐採ができないという樹木の品種もありまして、そこは年に数回伐採をしていただいております。当然入学式、卒園式、卒業式の時期にも植栽の管理ということで定期的な管理を行っておりますが、今回廃校の部分で倒木がありましたが、敷地内の倒木でございます。フェンスなどの外構沿いは念入りにやっているところですが、敷地内は今回のように倒木があるという状況でございます。

○**井坂教育長** 学校ではソメイヨシノが学校の象徴的ですが、50年60年経つとだいたい古木になる。真鍋小学校の120年という日本で2番目に古いのがありますが、危ない枝は切ろうとするが、切ろうとすると地域住民から反対に合う。それ以外は用務員さんが管理してくれているのですが、緑があるのが良い環境であるということ、安全性のバランスで今のところ校長が判断して、危険であれば連絡し対応している。文化財なのであれば、文化生涯学習課で対応するとなっております。

○**福田委員長** 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** 続いて土浦市港町地内で発生した公用車に係る物損事故の和解についてお願いします。

○**平井教育総務課長** 資料23ページをお願いします。港町地内で発生した、公用車の事故に係る物損事故の和解について説明させていただきます。事故は、令和元年9月17日火曜日、午後1時45分ごろ、2番の事故発生場所に記載のとおり、港町1丁目の市営駅東駐車場前交差点付近において発生したもので、3番の当事者に記載の、相手方と、本市学校管理員の運転する公用車による、車両同士の接触事故でございます。4の事故の概要につきましては、24ページをお願いします。24ページの上段が、事故が起きた交差点の位置図、下段が事故現場の概略図でございます。管理員の運転する公用車が下側でございますが、向かって左側から、交差点に左折した際に、前方の信号が赤のため、相手側の後方に停止しておりました。公用車はオートマ車のため、一旦停止後、ギアをドライブに入れたまま、ブレーキペダルを踏んで、停止し

ておりましたが、左側助手席にあった書類を取ろうとした際に、ブレーキペダルから足を離してしまい、相手側車両の後方に接触したものでございます。なお、相手側の接触部分は、次ページの写真の箇所、公用車の接触箇所は26ページに記載のとおり、正面右側のバンパー部分でございます。公用車は塗装面が変色したのみで破損等はありません。再度23ページにお戻り願います。5番の過失割合でございますが、土浦市が100パーセントとなり、和解成立日は、9月27日でございます。8番の和解の内容といたしましては、市が加入している保険より相手方に14万4,709円を支払うものでございます。説明は以上でございます。

○福田委員長 質問はございますか。

○下村委員 相手方は怪我しなかったんですね。そういったことを注意喚起してください。

○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 続きまして、小中学校プールの維持管理費等についてお願いします。

○平井教育総務課長 2番報告事項の5小中学校プールの維持管理費等について説明をさせていただきます。資料27ページをお願いします。こちらは、8月の事前文教厚生委員会におきまして、令和元年度第4回補正案にて、土浦第四中学校プールの、防水シート改修工事に関する、補正予算についてご説明をさせていただいた際に、鈴木委員から、小中学校プールの維持管理費等に関するご質問をいただき、小中学校プールの維持管理・改修費等について、まとめさせていただいた資料でございます。1番の水泳授業の状況でございますが、表に記載のとおり、プール設備があります小中学校23校の水泳の授業数、プールの利用期間をまとめたものでございます。授業数は、文部科学省の水泳指導の手引きにより、各学年10時間の授業を基本とし、授業の利用期間は6月中旬から7月下旬の利用期間となりますが、中学校5校、五中・六中は除きますが、部活動での利用があるため、10月初旬までの利用となっております。次に、2番の年間の維持管理費でございます。1光熱水費は、平均1校あたり60万円、2プールの濾過装置等の、保守管理委託は、過去6年間の委託実績の平均から、1校2万4,300円、3修繕費は、プールの維持管理を行うための、過去6年間の修繕実績の平均から、1校17万5,000円、4消耗品は、消毒用塩素の購入分として、平均1校あたり20万9,000円となり、1年間の1校あたりのプール維持管理費の合計は、枠内に記載のとおり、100万8,300円、23校で、約2,300万円となります。次に3番の大規模改修費ですが、1つ目の黒ぼちは、防水シートの改修費でございます。シートの耐用年数が概ね20年とされておりまして、改修費が1,500万円、2つ目の黒ぼち、濾過装置については、耐用年数が約40年とされているため、改修費として、350万円、これは、過去の濾過装置の改修実績となります。最後に4番の建設費でございますが、昭和38年に建設した荒川沖小学校のプールを、平成5年に建替えした際の、建設費の単価に、物価上昇率を考慮し、試算したものでございます。小学校プールの建設費が1億1,741万円、中学校プ

ールの建設費が1億5,044万4,000円でございます。なお、プール水槽躯体の耐用年数は60年、文科省の財産処分制限期間は30年となっております。説明は以上でございます。

○福田委員長 質問はありますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 7月下旬で終了するというので、8月中、夏休み中に使用するというのはあるのでしょうか。

○平井教育総務課長 夏休み期間中のプールの使用はないと聞いております。

○元川学務課長 一部の学校ではプール開放をしているところもございまして、今年度は3校、乙戸小学校、菅谷小学校、上大津西小学校では終日解放しているところもございます。

○福田委員長 その際の監視といたしますか、安全確保はどのように。

○元川学務課長 学校によってまちまちなんですが、その学校の卒業生や保護者が監視員としてやっている学校もございます。監視員はつけるようにしております。

○福田委員長 わかりました。他にございますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 それでは次に移ります。6学校給食費の見直しに伴う答申について、執行部より説明をお願いします。

○元川学務課長 学務課でございます。資料28ページをお願いいたします。昨年8月26日に開催されました前回の事前委員会において、本年8月21日付けで、学校給食費の改定について、教育委員会より土浦市立学校給食センター運営審議会に諮問したことをご報告させていただきました。このことにつきまして、本年10月15日付けで、土浦市立学校給食センター運営審議会より、学校給食費の改定額及び改定の時期について、答申をいただきましたので、ご報告させていただきます。資料に記載のとおり、本市の学校給食費につきましては、平成4年度に食品価格の物価上昇による改定を行って以降は、消費税増税に伴う増税相当分のみの改定を行い、これまで食材の選定や献立の工夫などにより対応してまいりましたが、その間にも、主食や牛乳の価格上昇は続いており、おかず等の主菜や副菜にかけられる食材費が逼迫している状況でございます。さらに、昨年8月には、文部科学省が定めている学校給食摂取基準の見直しがあり、学校給食における摂取エネルギーが増やされるなどの改正が行われております。このような状況を受けて、今後も栄養価を保ちつつ、安全な食材を使用し、充実した給食を安定して提供するために、審議会では、学校給食費の改定額と改定期期について、資料31ページから33ページの参考資料学校給食費の見直しについて案に基づいて協議させていただきました。こちらの参考資料につきましては、事務局において、これまでの食品の物価上昇や文部科学省が定める学校給食摂取基準に基づいて適正な金額を算出したもので、31ページが1から6年生、32ページが7から9年生と教職員になりますが、児童生徒及び教職員については、学校給食摂取基準の改定に伴い、ごはんを増量するとともに、お



かずにかけられる費用を増額するというもの、また、33ページの市職員及び調理業者については、ごはんの増量とおかずの費用の増額に加えて、調理に必要な経費を給食費に加算するという内容になっております。そして、審議会からいただいた答申につきましては、29ページと30ページに答申書の写しを添付させていただきました。学校給食費の見直しについてといたしまして、具体的な内容については、30ページをお願いいたします。こちらに記載のとおり、改定額は、1～6年生が月額4,400円、7～9年生及び教職員が4,900円、市職員及び調理業者が6,800円、改定の時期は、令和2年4月1日から、という答申内容となっております。また、物価上昇による改定は27年振りとなりますことから、今後は定期的に物価上昇等の把握に努め、適正な栄養価や給食費を検証・検討する必要があるとの付帯意見もいただいております。なお、今回の学校給食費の改定にあたっては、平成4年度以来の物価上昇による改定となり、値上げ幅も大きくなる見込みであるため、保護者の負担軽減や子育て支援の観点から、公費負担についても検討の上、具体的な金額等が決まりましたら、改めてご報告させていただきたいと存じます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。質問がありましたらお願いいたします。

○**奥谷委員** 限られた金額の中で栄養価とかバランスを考えてやっていたのはわかるんですが、先日、先月ですね女性団体連絡協議会との意見交換会の中で、牛乳の味があまりよろしくない。牛乳を残す子どもが非常に多いとの声を頂いております。いろんな形で見直すのであれば、現場の声も聞いていただいて、改良できる物があれば、是非改良していただきたい。残すことがないような給食にしていただければ。

○**元川学務課長** ご意見ありがとうございます。牛乳については学校給食会の指定の業者から購入しているものでありますので、そういったお声があるというのはお伝えしていきたいと思っております。

○**奥谷委員** 実際声があったのは、牛乳が薄いと、味が薄いという声でしたので、実際皆さん飲んでいただいて確かめていただければ。

○**福田委員長** 他にどうぞ

○**田子委員** このきっかけというのは消費税増税というのも大きいのでしょうか。

○**元川学務課長** 今保護者の方に負担していただいているのは給食費ということで、食材料費のみ負担していただいております。食材料費については増税があったわけですが、一応軽減税率ということで影響は受けないということとなっております。大きな要因といたしましては、これまで物価上昇分による値上げをこれまで実施してなく、それまでの間主食とか、牛乳の値段が上がっているということ。またもう一点は昨年文科省の給食摂取基準の方が改正されまして、取るべきエネルギーが増やされたという大きな2点が見直しとなって大きな要因となります。

○**田子委員** そうしますと、市の職員さん調理業者さんや光熱水費等負担していただくという部分はやはりこれは8パーセントではなく10パーセントに負担は増え、分

担していただくという風に受け取れるのですが。

- 元川学務課長 保護者の方については食材料費のみとなっております。こちらの方は学校給食法や学校給食施行令に明確に定めがありますが、実際に職場で働いている給食センターの職員ですとか、学校の教職員については明確な規定がありませんので調理にかかる経費分を今回の見直しで負担していただいているということで、事務局案として提案させていただいて了解を頂いたという状況であります。
- 田子委員 価格もそうなんですけど、先日、県の担当課の方に県内の給食に国産を使っているか、あと県内産を使っているかというのを伺ってきたのですが、本市においても地域の食材をどれくらい使用しているかということは把握しておりますか。
- 多田第2学校給食センター所長 県産の食材につきましては5割以上の物を使っておりまして、その中には土浦市産も多く使用しております。詳しい資料については後ほど資料を提出させていただきます。
- 田子委員 お願いいたします。
- 福田委員長 他にございますか。
- 井坂教育長 給食費で給食員と教職員の上げ率は違うんですけど、給食というのは授業の一環であるということで先生方は必ず教室に着くと。7年生と同じ割合の上げ率、30ページの表を見ていただければわかるんですけど、市職員・調理業者は6,800円と。差があるのはそういうことでございます。授業の一環であるという考えであります。
- 下村委員 教育長からお話があったので。授業の一環だというお話で。給食する時間が短いという話があるんですよね。そういったことはどうかかと。
- 井坂教育長 これ全国的な話で、半年前くらいかな。横浜市の給食の時間は15分。要するに教育が今ですね、英語が必修、道徳、コンピュータープログラムと要するに授業がどんどん増えているけど、総枠はそのままなんです。スクラップしないでビルドビルドと文科省が来ているので、どこ削るかということと昼休みを削るということで、だんだん縮小されていくのかなと。フッ素の洗口も10分など取れないよということで教育委員会はだめよという話で。いろんな意見はありますけど。文科省の教育行政のしわ寄せが、本当は15分、20分必要で10分では少ないのだろうけど。ただ配膳なんかも教育指導的には必要なもので。分け方とか、外国の人が日本に来て給食を見たら、日本人はすごいスピードで食べるということになるのかもしれない。そういうのはこれから改善していくしかない。古いのはスクラップしないで、ビルドビルドとか。働き方改革等を作ったりして、いろいろな矛盾が学校現場にはあると個人的には考えています。
- 塚原委員 ちょうど教育長からあったので。確か栄養士は6,000人に対して3人とかの基準があるのかなと思うんですけど、土浦市の場合、今度新しい給食センターは1万2,000人作れると。今は1万1,000人しかいませんが。3人で学校を指導に回るというのは、1人で8校とか担当して指導するのは大変ではないか。増やすとかは考えていませんか。今の状態で足りているとかありますか。

- 元川学務課長 現在の状況で申し上げますと、正規の栄養士が第1第2給食センターに1名ずつ。それと県の栄養教諭が2つの給食センターを合わせて3名。あと県の技師の方になるのですが1名ということで、その6名で学校対応を行っているという状況で。それにプラスして臨時職員ということで非常勤の栄養士さんがそれぞれ各センターに1名ずつという状況になっております。新しい給食センターになりましたら距離の問題ですとかもありますので、人事課の方と協議していきたいと考えております。子ども達に迷惑にならないように対応を考えていきたいと思っております。
- 塚原委員 たまたま見る機会があって、先生何校見ているのか訪ねたら、9校見えていますと。それちょっと回れるのかなと考えていたので、もし検討する案があれば検討していただきたい。
- 元川学務課長 はい。
- 福田委員長 それでは次に行きたいと思っております。7土浦市立図書館一部運営業務委託事業者選定について、執行部より説明をお願いします。
- 大貫図書館副館長 資料の34ページをお願いします。図書館の運営に関しましては、平成29年11月の新図書館開館以来、窓口業務の一部業務を民間の専門業者に委託しております。今回の委託契約が今年度末におきまして完了いたしますので令和2年4月以降の委託契約の事業者の選定をプロポーザル方式により実施する物です。目的ですが、一部運営業務委託につきましては、本市の方では正規職員が担うべき政策的業務に専念できる環境、また年間60万人を超えております利用者への体制を整えますために、サービスの充実と効率的な運営を図るために採用させていただいております。今回の受託者の選定につきましては、公共図書館での運営実績ですとか、専門性など総合的な判断が可能となりますことから、公募型プロポーザル方式により実施する物です。委託期間につきましては、3年間。令和5年の3月31日を予定しております。3の選定委員につきましては表に記載させていただいたとおり、選定委員長の教育部長を初め、総務部長、文化生涯学習課長、図書館長、図書館奉仕係長の5名で選定していただく予定です。4の選定のスケジュールに関しては、今月の中旬から募集を開始いたしまして、2回の選定委員会を開催いたしまして、2月下旬の契約予定事業者を決定する予定となっております。
- 福田委員長 質問はありましたらお願いします。
- 下村委員 プロポーザル方式だと何社出てくるか予想できますか。
- 大貫図書館副館長 前回のオープン前に行いましたときは3社参加していただきました。他の図書館の状況を聞いてみますと、1度業者さんが入ったところは、よほど運営に問題があるですとか、そういった内部の問題が無い限りはなかなか他の事業者さんが入ってこない例が多いと聞いております。
- 下村委員 さきほど対応できる業者さんということで、今までは一応よそにはないくらいのお客さんが多いけど対応はどうだったんですか。
- 大貫図書館副館長 オープンしてから2年、もうすぐ半年が経つことになるのですが、当初予定していた人数が平均、平日で約800、土日祝日で1,000人くらいと

ということで想定して、その想定で分業していったんですが、現在の所ちようど平日休日とも2倍の数字、平日が1,600人、休日が2,000人の方にご利用頂いていまして、当然当初の想定の数では現場対応も難しいところがありまして、事業者の方も契約金額が変わらない中で少しずつ人数を増やして対応して頂いております。ただし休日と繁忙の時間につきましてはやはり対応的に難しいところも見てくるので、今回は仕様書にもその辺りを織り込みまして事業者にも参加して頂く様にやっております。

○**下村委員** そうすると契約金額って、そういった所を規則的な部分ですよね。人件費などは掛かっているから少し考慮してあげなくてはと予想していますか。

○**大貫図書館副館長** 業務委託の場合、やはり人件費が大半を占めますので、事業者との相当の協議をいたしまして、部分分が必要かとの協議を重ね、5カ年の事業計画にも上げさせて頂き、多少の予算の増額を財政とも協議させて頂いております。

○**福田委員長** よろしいですか。それでは本の通帳サービス対象者拡大についてをお願いいたします。

○**大貫図書館副館長** 資料の35ページをお願いいたします。こちらのサービスは第2次土浦市子ども読書活動推進計画及び第2次土浦市立図書館サービス計画に基づき取り組んでいるものでして、子ども達が本に触れるきっかけになるよう、子どもの読書活動推進に向けまして、昨年11月に導入させて頂いたサービスでございます。この導入に際し、この事業の趣旨に賛同頂きました企業4社様から御協賛金を頂きまして、サービスを開始させて頂いております。今回のサービスの拡大ですが、2の目的に記載させて頂いているとおり、サービス開始後、利用者市民の方から利用できる対象年齢の拡大のご要望を大変多く頂いております。具体的には、大人はもとより赤ちゃんも使えるようにして欲しいというご要望をたくさん頂いております。また国の文科省の調査におきましても乳幼児期においての本の親しみ方が読書習慣の形成には必要という調査結果も出ていますことから、子どもの読書習慣を拡大するために対象年齢の拡大を図るものでございます。具体的には3に記載いたしましたとおり、これまで市内在住の小中学校生の範囲を拡大いたしまして、市内在住の18才以下といたしまして、就学前の乳幼児や高校生までも利用可能といたしました。この拡大により要望の多い乳幼児の読書推進や図書館の利用の増加が期待されます。対象者の拡大につきましては報告が遅れてしまいましたが、12月1日日曜日より実施をさせて頂いております。

○**福田委員長** 質問がありましたらお願いいたします。

○**下村委員** 新聞にも報道され大変人気があるという風に聞いております。これはまた企業4社から御協賛頂くのか、事業費はどのように考えていますか。

○**大貫図書館副館長** 今後利用者拡大に伴い、通帳の増刷を本年度末に検討しております。その際にこの4社さんを含め御協賛頂ける企業さん団体さんを探していきたいと考えております。

○**下村委員** 乳幼児でも読み聞かせってこういう所から大切なことなので。それと記録

が残っているというのは子どもさんが成人になって結婚されて、そういったときに思い出として、残っている物をまた子どもにやってあげたいなという所まで行き着くのかなど。やはり企業ばかりでなくよく交渉して予算を獲得してください。

○**福田委員長** それでは資料の説明は終わりました。執行部からその他何かありますか。

○**根本スポーツ振興課長** お手元に配りました第30回記念かすみがうらマラソンの大会要項ですが、来年4月19日に開催します第30回記念大会につきましては、これまでお世話になった団体・関係者やボランティア団体、協賛企業、ランナー等に感謝を伝える大会として開催いたします。開催に先立ちまして、県民先行エントリーを11月23日から12月1日まで行いました。一般エントリーを12月4日から行いますのでよろしく願いいたします。

○**福田委員長** 質問はありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** なければ教育委員会の分は終了いたします。お疲れ様でした。11時10分から再開いたします。

### 【休憩】

(11時10分再開)

○**福田委員長** それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。保健福祉部を行います。協議及び報告事項に入ります。まず、議案関係1土浦市保育所条例の一部改正について執行部より説明をお願いします。

○**藤井こども福祉課長** 土浦市保育条例の一部改正案について、説明させていただきます。保健福祉部資料1ページをお願いいたします。改正の理由につきましては、公立保育所の民間活力導入に伴い、今年度末に桜川保育所を廃所とするため、本条例の一部を改正するものです。改正の概要ですが、市が設置する保育所の名称及び位置について、桜川保育所の欄を削除するものです。施行予定日は、令和2年4月1日です。桜川保育所の民間活力導入については、その他におきまして、事業の経過等を説明させていただきますので、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次に移ります。議案関係2土浦市家庭的保育事業等の設備及びの運営に関する基準を定める条例の一部改正について、執行部より説明をお願いします。

○**藤井こども福祉課長** 土浦市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案について、説明させていただきます。資料2ページをお願いいたします。改正理由につきましては、成年被後見人等の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、引用している児童福祉法の条文の繰上げがあったことから、本条例の一部を改正するものです。改正内容です

が、法改正に合わせて、条項ずれを整理するもので、第23条、第2項第2号中、第34条の20第1項の第4号を第3号に改めます。施行日は、公布の日から施行します。説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次に移ります。議案関係3土浦市老人デイサービスセンター条例の一部改正について、執行部より説明をお願いします。

○**水田高齢福祉課長** 高齢福祉課です。3ページをお願いします。土浦市老人デイサービスセンター条例の一部改正です。9月の委員会において、老人デイサービスセンターつわぶきについて、民間のデイサービスセンターの充足状況及びつわぶきの利用者の減などを鑑み、当センターを廃止する旨の報告をさせていただいたところです。その廃止にあたり、条例の改正が必要となることから、今定例会に条例改正の議案を提出させていただくものです。改正の内容です。条例第2条及び第4条にあります土浦市老人デイサービスセンターつわぶきの文言等を削除するものです。施行につきましては、令和2年4月1日を予定しております。説明は以上です。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次に移ります。議案関係4土浦市老人福祉センターつわぶきの指定管理者の指定について、執行部より説明をお願いします。

○**水田高齢福祉課長** 4ページをお願いします。土浦市老人福祉センターつわぶきの指定管理者の指定です。先程ご説明差し上げたデイサービスセンターつわぶきと併設しております当施設につきましては、平成17年度から指定管理制度を導入し、今期も平成27年4月1日から5年間指定管理を行ってまいりました。その指定管理期間が令和2年3月31日で満了となることから、新たな指定管理者を指定するにあたりまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要となりますことから、議案を提出するものです。施設の名称は、土浦市老人福祉センターつわぶきです。指定する法人は、社会福祉法人土浦市社会福祉協議会です。新たな指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日となります。主な業務は、施設の維持保全、施設の使用許可、使用料の徴収などとなります。選定理由ですが、土浦市社会福祉協議会は当施設開設時から指定管理者制度導入までの期間、当施設の管理運営を行ってきた実績から、管理運営能力を有するものと判断し、選定したものです。説明は以上となります。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次に移ります。議案関係5土浦市老人福祉センターつわぶき指定管理者指定管理料債務負担行為の設定についてを、執行部より説明をお願いします。

○**水田高齢福祉課長** 5ページをお願いします。土浦市老人福祉センターつわぶき指定管理者指定管理料債務負担行為の設定です。4ページでご説明したとおり、令和2年

4月1日から5年間新たな指定管理者に当施設の管理運営を担っていただくにあたり、年度当初から円滑に業務に着手するため、今年度中に契約行為等を行う必要があることから、債務負担行為を設定するものです。施設の名称、指定する法人名、指定期間については、先程ご説明したとおりとなります。債務負担行為設定額は、1億3,293万5,000円となります。

○福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 それでは次に移ります。議案関係6障害者自立支援給付費支援事業、自立支援医療給付費事業の補正予算についてを、執行部より説明をお願いします。

○加藤障害福祉課長 障害者自立支援給付費支援事業、自立支援医療給付費事業につきましてご説明いたします。補正の理由につきましては、障害児を対象とした、障害者自立支援給付費支援事業について、平成30年度の障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費が、当初の見込みより減少した為、事業実施に伴う国庫負担金に返還が生じたことから、増額補正を行うものです。また、自立支援医療費給付費事業についても、平成30年度の入院・手術に係る医療費が当初見込みより減少したことで、事業実施に伴う国庫負担金に返還が生じたことから増額補正を行うものです。事業概要といたしましては、障害児自立支援給付費支援事業は、障害児に対し療育を行う児童発達支援及び放課後デイサービスに係る障害児通所給付費と、サービス利用にあたりサービス利用計画書を作成する障害児相談支援給付費に係る、障害児入所給付費等国庫負担金で、交付済み額が2億4,406万8,500円、実績額が1億8,588万1,785円になることから、5,818万6,715円を返還することになります。自立支援医療費給付費事業は、障害者・児に対し障害の除去や軽減等をするための医療費に係る障害者医療国庫負担金で、交付済み額が9,460万円で、実績額が9,208万9,742円になることから、251万258円を返還することになります。補正予算額といたしましては、歳出につきまして、障害児入所給付費国庫負担金の償還金として、5,818万7,000円を、障害者医療費国庫負担金の返還金として、251万1,000円を計上するものでございます。

○福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 ここでいわゆる放課後デイサービスとはどちらで行っているものですか。

○加藤障害福祉課長 民間事業所、社会福祉法人やNPO法人や有限会社などそれぞれの各事業所さんで行っております。

○福田委員長 それはいわゆる放課後、通所が終わって通うということですか。

○加藤障害福祉課長 放課後ということなので、就学後、中学校を就学したお子さんから18才までのお子さんが学校を終えてから通所して療育や預かりをします。

○福田委員長 障害児のための、通常の学童クラブと同じ感じですか。

○加藤障害福祉課長 預かるだけでなく、療育指導を行うという2つの機能があります。

○福田委員長 わかりました。他にありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次に移ります。議案関係 7 医療福祉費助成事業等の補正予算についてを、執行部より説明をお願いします。

○**菊田国保年金課長** 委員会資料の 7 ページをお願いいたします。令和元年度土浦市一般会計補正予算案で医療福祉費助成事業等でございます。医療福祉費について県から交付される補助金と後期高齢者医療について県広域連合へ支払う負担金について、精算により過不足分を支払うために増額補正をお願いするものでございます。補正の理由でございますが、補助金などの精算について 2 点ございます。1 は、平成 30 年度医療福祉費補助金の額が実績報告により精算した結果超過交付となり、超過分を返還するための増額補正をお願いするものでございます。2 は、平成 30 年度後期高齢者医療給付費市町村負担金額の確定に伴い、概算納入済額において不足が生じたため、追加納付分の増額補正をお願いするものでございます。補正の概要でございますが、1 ですが、医療福祉費補助金は、過年度における医療福祉費の実績額をもとに概算額を算出し、翌年度実績報告確定後に補助金が確定されるため、今回超過する 762 万 9,786 円を返還することになります。2 ですが、後期高齢者医療給付費市町村負担金は、茨城県後期高齢者医療広域連合が過年度における療養給付費等の実績額をもとに概算額を算出し、翌年度実績確定後に負担金が確定されるため、今回、不足する 1,257 万 1,211 円を追加納付することになり、当初予算での支払い残額が 1,732 円あることから、予算上の不足額は 1,256 万 8,389 円となっております。補正予算額は記載のとおりでございます。なお、財源につきましては、全額一般財源でございます。以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次に移ります。議案関係 8 児童手当支給事業の補正予算についてを、執行部より説明をお願いします。

○**藤井こども福祉課長** 児童手当支給事業について、説明させていただきます。資料 8 ページをお願いいたします。補正の理由につきましては、児童手当の支給対象となる児童について、少子化の影響で年々減少しております。今年度も減少を見込んでおりますが、その減少幅が当初見込みより小さくなり、扶助費の不足が生じることから、増額補正を行うものです。事業概要について、児童手当は中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給するもので、子どもの年齢によって支給額が変わります。また、所得の限度額以上の方なども支給額が変わります。補助率は、国 6 分の 4、県と市は 6 分の 1 となっておりますが、3 歳未満の子を持つ被用者については、国 4 5 分の 3 7、県と市は 4 5 分の 4 となっております。補正予算額については 歳入の 1 6 款 1 項 1 目民生費国庫負担金の補正予算額 2,002 万 4,000 円は、支出の増額に伴う、国の児童手当負担金の増額です。1 7 款 1 項 1 目民生費県負担金の補正予算額 389 万 3,000 円は、支出の増額に伴う、県の児童手当負担金の増額です。歳出の 3 款 2 項 3 目児童手当費の補正予算額 2,781 万



円は、20節扶助費児童手当分の増額です。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次に移ります。議案関係9児童扶養手当支給事業の補正予算についてを、執行部より説明をお願いします。

○**藤井こども福祉課長** 児童扶養手当支給事業について、説明させていただきます。資料9ページをお願いいたします。補正の理由につきましては、児童扶養手当の支給額について、本年4月から引き上げの改正があり、扶助費に不足が生じることから、増額補正を行うものです。事業概要について、児童扶養手当はひとり親家庭等に手当を支給するもので、子どもの高校卒業の歳まで手当を支給しています。4の支給月額ですが、全部支給の場合を記載しております。本体額、2子加算、3子以降加算があり、それぞれ、4万2,500円が4万2,910円に、1万400円が1万1400円に、6,020円が6,080円となる、改正がありました。補助率は、国3分の1、市3分の2となっております。補正予算額については歳入の16款1項1目 民生費国庫負担金の補正予算額132万円は、支出の増額に伴う、国の児童扶養手当負担金の増額です。歳出の3款2項4目母子父子福祉費の補正予算額396万円は、20節扶助費児童扶養手当分の増額です。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次に移ります。議案関係10生活保護対策事業の補正予算についてを、執行部より説明をお願いします。

○**長谷川社会福祉課長** 社会福祉課です。委員会資料10ページをご覧ください。一般会計補正予算案生活保護対策事業についてご説明いたします。現在、生活保護費の計算や各種調査様式を出力するために導入している生活保護システムにおいて、国が、報告項目の追加やマイナンバー情報の追加など統一的な様式変更を行うため、生活保護システムの改修が必要なことから、システム改修費用の増額補正の要求になります。システム改修の内容は、2事業概要にあるように、1番目、被保護者の資産を調査するために、銀行・生命保険会社等に調査票を送付し依頼しますが、そのうち生命保険会社の調査票の様式統一に伴うシステムの改修、2番目、被保護世帯の子どもが大学等に進学する際に給付する進学準備給付金の情報をマイナンバー情報の対象に加えるためのシステムの改修、3番目、毎月国に市の生活保護の状況を報告しておりますが、その調査項目の追加となっております。なお、このシステムの改修費用は国庫補助金の対象となりますので、歳出の今回の補正額の123万2,000円に対して、事業概要の1と3は補助率2分の1、2は補助率3分の2で、歳入71万5,000円の増額補正をお願いするものです。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 事業概要で生命保険会社に対する被保護者の資産調査というのは生命保険会社が行うものなのですか。

○長谷川社会福祉課長 私どもの方で生活保護者の資産がどれくらいあるかを銀行や、生命保険会社に調査しております。生命保険会社に依頼を出すときの書類を統一させたということでもあります。

○福田委員長 生命保険に加入している場合は生活保護に対して何らかの問題はあるのですか。

○長谷川課長 生活保護を受けている方は、生命保険に入っていると負担になるので解約するように指導しております。なので最初に調査することということになります。

○福田委員長 はいわかりました。他にございますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 議案関係(11)国民健康保険特別会計補正予算についてを、執行部より説明をお願いします。

○菊田国保年金課長 委員会資料の11ページをお願いいたします。令和元年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算案について、でございます。補正の理由ですが、2点ございますが1は外国人についての新たな在留資格の創設及びオンライン資格確認等の実施、国民健康保険システム改修費につきまして増額補正をお願いするものでございます。2は、保険税の還付金の関係ですが、国保資格喪失及び所得減額等による保険税の更正に伴い過納となった保険税を還付するにあたり、不足額が生じる見込みであるため、増額補正をお願いするものでございます。補正の概要でございますが、1は、国民健康保険システムの改修経費21万7,000円の計上で国補助金が全額交付されるものです。新たな在留資格の創設に係る改修分は国民健康保険制度関係業務事業費補助金が、オンライン資格確認等の実施に係る改修分は社会保障・税番号制度システム整備費補助金が、それぞれ対応しております。2は、一般被保険者保険税還付経費1,000万円を計上するものでございます。歳入は全額一般財源で対応するものでございます。補正予算額は歳入歳出それぞれ記載のとおりでございます。

○福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 外国人労働者の健康保険に加入されている方の納付状況はどうですか。

○菊田国保年金課長 外国人だけで調査した資料がありませんので後ほど。

○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 議案関係12新治地方広域事務組合からの脱退についてを、執行部より説明をお願いします。

○福田委員長 12ページをお願いします。新治地方広域事務組合からの脱退になりま

す。脱退の理由については、9月の委員会でご説明申し上げたとおり、平成21年12月28日に締結しましたかすみがうら市、石岡市、土浦市における新治地方広域事務組合事務事業に関する協定書の期間が満了することから、本市は令和2年3月31日をもって同組合を脱退します。組合の解散については、本市脱退後1年間は2市で運営され、令和3年3月31日をもって解散の見込みです。また、解体費用等の負担については、令和3年4月1日以降に実施する施設解体に係る債務負担及びその他の事項について3市で協定を締結します。協定書（案）は13ページ以降となります。施設解体工事に係る債務負担については、対象施設は老人福祉センター、環境クリーンセンター、井水送水管となり、解体工事等に係る費用総額は1億6,170万円で、その内訳は令和2年度が1,840万円、令和3年度が6億8,350万円、令和4年度が9億980万円となります。そのうち本市負担額は2億8,226万7,000円に、除却償還利子である181万9,000円を加え、総額で2億8,408万6,000円となります。議案については、地方自治法290条の規定による脱退の議案及び解体費用等の債務負担に伴う補正予算の議案を今定例会に提出するものです。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**下村委員** 高齢福祉課が担当するのは老人福祉センターだけですね。全体の説明は一括になっているから説明があったんですね。解体工事をすると除却債を充当すると。除却債を組合側でやるから一緒にやっていかなければならないということなんですか。

○**水田高齢福祉課長** 除却債については、工事の方が令和3年以降になりますので、組合の方が解散してしまいます。その後の事業についてはかすみがうら市の方で事務負担していただいて、そこに石岡市と土浦市が負担金を支出する形で進めて参ります。除却債についてはかすみがうら市で発行することになります。

○**下村委員** 利子負担が土浦市は181万9,000円。除却債というのを設定するから利子分が出てくるんですね。例えば土浦市は2億8,226万7,000円が全体の額だったら、割ってしまえば181万円も引けるのではないかと。

○**水田高齢福祉課長** 工事の費用とか、それにかかる事務費などを合計すると2億8,226万円になりまして、そのうち除却債が充当できる費用があります。そこで起債を起こしましてその起債額に元金と利子が発生して参ります。その土浦市の負担分を計算しますと、令和3年度に発行します、令和4年から利子が発生してくるのですが、事業費として発生してくる2億8,000万円以外に180万が積み上がってくるという形になりますので、そこを別けて標記しているのでこのような形になるということです。

○**下村委員** 181万9,000円というのは想定でしょ。今は金利が変わってくる。2パーセント3パーセントと借りてくる物に対して、負担が変わってくれば土浦負担分が当然変わってくる。そこら辺説明がないと。まあ環境と一緒にいるから。市としての対応をきちんとして欲しい。

○水田高齢福祉課長 おっしゃるとおりでございます。利子も現在は低利で進んでおりますけど変わってくる可能性はあります。今のところは見込みでパーセンテージを設定して、債務負担を設定させていただく形になるのですが、途中で利子の変化とか、事業費の変化とかでこの辺も変わってきますので、変わりましたら債務負担の変更をお願いする形になってくると思います。まだ契約もやっていないもので基本設計をベースに事業費も設定させていただいているので、この辺がマックスになるのかなと考えております。

○下村委員 この辺がマックスならばいいんですけど、やっていくと人件費が高騰したとか処分費が変わりましたよとか、あるいは発見できなかった物が発見されたとかいうことで発生しましたということで当然変化していく。土浦市は非常に割合は少ないんですが、一方的にかすみがうら市さんの方に事務を委ねてしまい、負担額だけが設定されてしまうということになると。協定があるのでしょうか、きちっとした対応をすべく、できるように何か残して欲しいという気がするんですね。その辺は市民生活部の方と打ち合わせをしていただいて、対応をお願いしたい。

○福田委員長 それでは次、報告に移ります。1 民生施設災害復旧事業。ながみね、湖畔荘の補正予算の専決処分についてを、執行部より説明をお願いします。

○水田高齢福祉課長 16 ページをお願いします。令和元年度土浦市一般会計補正予算第5回の専決処分です。台風15号の影響によりふれあいセンターながみねにおいて被害があり、早急な対応が求められたことから、補正予算を専決処分したものです。事業の概要については、プール窓ガラスの破損による交換で、11月25日に実施し、費用は27万2,800円でした。補正予算額については、1目民生施設災害復旧費繕料補正額は27万3,000円です。17ページをお願いします。令和元年度土浦市一般会計補正予算第6回の専決処分です。こちらは、台風19号の影響により老人福祉センター湖畔荘において被害があり、早急な対応が求められたことから、補正予算を専決処分したものです。事業の概要については、集会室控室雨漏り箇所修繕で、工期は12月27日までで実施しており、費用は44万円となっています。補正予算額については、1目民生施設災害復旧費修繕料補正額は先程の27万3,000円に今回の44万円を増額し、71万3,000円となります。

○福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。  
(「なし」の声あり)

○福田委員長 それでは次に移ります。2 民生施設災害復旧事業つくしの家の補正予算の専決処分についてを、執行部より説明をお願いします。

○加藤障害福祉課長 令和元年度土浦市一般会計補正予算第5回の専決処分、民生施設災害復旧事業につきましてご説明いたします。補正の理由ですが、9月9日未明の台風15号の強風により、つくしの家母屋の屋根北側の屋根材がはがれた為、雨漏り等を防ぐため早急に修繕工事を実施するものとし、修繕工事費の補正を行ったものです。補正予算については、早急な対応をするため10月9日専決処分をさせて

いただいております。事業概要ですが、屋根材が破損した部分及び破損の原因が屋根材を固定する軒先材が木材のため、老朽化・腐食による強度不足であることから、あわせて反対の南側を含めて屋根材の補修をするものであります。10月10日に業者と契約しております、補正予算額につきましては、歳出、第11款災害復旧費第4項厚生関係災害復旧費に448万9,000円計上したものです。説明は以上となります。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次に移ります。3民生施設災害復旧事業の補正予算の専決処分についてを、執行部より説明をお願いします。

○**藤井こども福祉課長** 民生施設災害復旧事業について、説明させていただきます。資料19ページをお願いいたします。補正の理由ですが、台風19号の影響により、被害を受けた保育所に早急に対応を行ったものです。新生保育所と東崎保育所において、エアコンが故障したため、交換を行いました。事業概要ですが、新生保育所については11月25日に、東崎保育所では11月26日に交換修繕を行いました。金額は記載のとおりです。補正予算額ですが、歳出について、11款、4項、1目民生施設災害復旧費の18節備品購入費について、168万3,000円を増額補正いたしました。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** エアコン何台くらいになるのでしょうか。

○**藤井こども福祉課長** 大型の物1台になります。

○**福田委員長** 大型なんですね。他にございますか。それでは次に移ります。4民生施設災害復旧事業、被災者生活再建支援金の補正予算の専決処分についてを、執行部より説明をお願いします。

○**長谷川社会福祉課長** 社会福祉課です。委員会資料の20、21ページになります。まず、20ページ、第5回ですが、台風15号により被害を受けた被災者に対し、土浦市被災者生活再建支援金支給要項に基づき、支援金を支給するために補正をしたものです。台風15号では千葉県で甚大な被害がありましたが、土浦市でも被害を受けました。国では、台風19号と合わせて一連の災害ということで、被災者生活再建支援法を適用したので、居住する住宅が全壊、大規模半壊、半壊で解体する場合は、この法律が適用されますが、半壊で適用されない世帯の場合は、市の要項で支援金を支給いたします。申請があった場合、早急に支援を行う必要があったため、専決処分いたしました。補正予算額としましては、歳出が、複数世帯の半壊の場合の基礎支援金25万円の10件分、250万円の増額補正で、歳入は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項により2分の1補助されますので、125万円の増額補正でございます。続きまして、委員会資料の21ページになります。土浦市一般会計補正予算第6回になります。先ほどの台風15号と同様に、台風19号

により被害を受けた被災者に対し、支援金を支給するために補正をしたものです。台風19号は、台風15号に比べて、土浦市では被害が少なかったのですが、国では、台風15号と合わせて一連の災害ということで、被災者生活再建支援法を適用したので、市でも支援金を支給するために補正いたしました。申請があった場合、早急に支援を行う必要があったため、専決処分いたしました。補正予算額としましては、歳出が、複数世帯の半壊の場合の基礎支援金25万円の5件分、125万円の増額補正で、歳入は、やはり「茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項」により2分の1補助されますので、62万5,000円の増額補正でございます。説明は以上です。よろしく願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** これは申請があつてからどれくらいで支給されるのでしょうか。

○**長谷川社会福祉課長** 市の方では速やかにと考えておりまして、一週間程度で決裁がおりれば支給することができます。

○**福田委員長** 支給の方法はどのような形ですか。

○**長谷川社会福祉課長** ほとんどの場合口座振り込みになると思います。

○**福田委員長** 他にございますか。

○**目黒委員** 適用にならない世帯は。

○**長谷川社会福祉課長** 被災者債権法によりまして、適用された場合は、国の方で全壊と大規模半壊、解体で半壊の3つの場合は国の方で補助を受けられます。そちらの方が手厚いので。その適用がされない、いわゆる半壊で解体しない方はこちらの方で支給するということになります。市の方で要項を持っていますと、県が2分の1補助してくれます。

○**目黒委員** こちらの告知とかは。被災されて屋根が壊れたという方がいらっしゃって。相談に行った際、台風に対する補助はないと言われたもので。いつからの制度でしょうか。

○**長谷川社会福祉課長** 災害があつて、こちらが適用になったのは遅れておりますけど、被災を受けた方は基本的に罹災証明書が必要になります。罹災証明を発行する際に制度の説明をさせていただいております。半壊や一部損壊など、ちょっとした被害の場合は正直に言って適用にならないことになります。土浦市では一部損壊でも適用になるよう建設部の方で考えているそうなので、もしかすると手当できるかもしれないと聞いております。

○**目黒委員** これも支給されたら返済なしですか。

○**長谷川社会福祉課長** はい。

○**福田委員長** それでは次、その他に移ります。1令和元年度民生委員・児童委員の一斉改選について、執行部より説明をお願いします。

○**長谷川社会福祉課長** 委員会資料22ページをご覧ください。令和元年度民生委員・児童委員の一斉改選についてご報告させていただきます。民生委員は、地域の福祉の

向上のため民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱する民間の奉仕者で、児童福祉法による児童委員も兼ねています。任期は3年と定められており、その任期が、本年11月30日をもって満了となりましたことから、12月1日付で全国一斉に全ての民生委員・児童委員が改選されました。3の表は、現任民生委員・児童委員の状況、4の表は改選後の状況になります。本市の定数は今回から1人増えて240人ですが、改選後は、10地区において推薦に至らず、欠員となっております。ただし、12月1日の委嘱には間に合いませんでしたが、4地区から次回の委嘱に向けて選出していただいております。欠員となっている町内には引き続き、候補者を見つけていただくようお願いをしているところでございます。任期は令和元年12月1日から令和4年11月30日までの3年間でございます。なお、昨日12月2日には、退任される83人の方への感謝状贈呈式と76人の新任者及び154人の再任者への委嘱状伝達式を行いました。民生委員・児童委員の一斉改選については、以上でございます。

○**福田委員長** 質問はございますか。

○**下村委員** 定年とか、再任できる期間はあるのでしょうか。

○**長谷川社会福祉課長** ここでいえば12月1日の委嘱の日時点で75才を超えていないこととなります。

○**福田委員長** 今欠員とありましたが、欠員状況を教えてください。

○**長谷川社会福祉課長** 12月1日現在で10名の欠員となっておりますが、この次の3月1日に委嘱が行われる予定ですが、それに向けて各地区から4名の推薦が上がってきていますから、3月1日になれば6名の欠員となります。

○**福田委員長** 欠員のエリアはどのようにカバーしているのでしょうか。

○**長谷川社会福祉課長** 1町内に2名の方がいればもう1名の方がカバーしておりますが、その地区が1名しか以内場合は、となりの地区の方と地区長等が話しカバーしております。

○**福田委員長** わかりました。それでは次に移ります。2公立保育所民間活力導入について、執行部より説明をお願いします。

○**藤井子ども福祉課長** 桜川保育所の民間活力導入について状況を説明させていただきます。資料23ページをお願いいたします。1の事業の経過及び今後の予定ですが、令和2年4月を移管予定として、事業を進めてまいりました。移管先事業者は、飛羽ノ園などを運営する、社会福祉法人祥風会です。本年10月に第2回三者懇談会を行っておりますので、2で説明させていただきます。また、11月に児童の継続希望調査を行っております。来年1月から3月まで引継ぎ・合同保育を実施するなど、円滑な移管に向けて事業を進めてまいります。2の第2回三者懇談会について、説明内容等ですが、移管までのスケジュール、合同・引継ぎ保育、移管後の運営について説明を行いました。保護者の皆様からは、移管後の保育内容や行事の実施方法、転所の手続きなどの質問をいただきましたが、概ねご理解をいただきました。3の売買契約の締結については、移管先であります祥風会と年度末に売買契約をい

たします。売買金額は、不動産鑑定評価に基づき公募の条件とした額でございます。説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次に移ります。3第3次健康つちうら21，土浦市健康増進計画・食育推進計画のパブリック・コメントの実施について、執行部より説明をお願いします。

○**塚本健康増進課長** 健康増進課でございます。お手元の文教厚生委員会資料24ページをご覧ください。第3次健康つちうら21土浦市健康増進計画，食育推進計画案のパブリックコメントの実施についてでございます。健康つちうら21計画は、健康増進法並びに食育基本法に定める市町村計画で、計画策定は努力義務とされており、本市においては、平成22年に策定しております。現在第2次計画となっており、今年度末で第2次計画の計画期間が満了となることから、昨年から今年度の2か年で計画策定作業を進めてきたところであります。そして、本年10月23日に開催いたしました第4回の計画推進委員会において、計画案がまとまりましたことから、パブリックコメントを実施するものでございます。実施時期は、12月11日水曜日から年が明けました1月7日火曜日まで、4週間でございます。公表の方法につきましては、健康増進課，本庁舎情報公開室，各支所・出張所，各地区公民館に案を設置し、閲覧に供します。また、市ホームページにも案を掲載いたします。計画案に対して意見を提出できる方は、市内に居住，また通勤・通学している方，また、市内に事務所などがある個人・法人・団体の方を対象といたします。意見の提出法は、郵送，FAX，Eメール，また直接書面によるものといたします。健康つちうら21計画推進委員会の開催状況及び今後のスケジュールでございますが、第1回推進委員会を昨年8月21日に開催し，土浦市健康づくりアンケート調査を経て，先ほど申し上げました本年10月23日までに4回推進委員会を開催し，計画案がまとまったところです。今般，パブリックコメントを実施したのち，第5回推進委員会を来年2月に開催予定であり，パブリックコメントの結果を報告するとともに，計画の最終まとめを行い，3月には本市の健康増進計画並びに食育推進計画として公開したいと考えてございます。次に25ページになります。計画書の内容でございますが，第1編は総論で，第1章，計画の基本的な考え方，第2章，市の概況，第3章，計画の理念・目標，第4章，計画の推進について示してございます。また，第2編は各論といたしまして，第1章は，健康づくり及び食育の推進に向けた市の主要な課題を示すとともに，健康と食育の合言葉を掲げております。また第2章では，健康づくりと食育推進を10のテーマ毎に課題解決に向けた具体的な対応策を示してございます。第3章は，第2章で示す具体的取り組みを，ライフステージ別に表しております。パブリックコメントの実施につきましては，以上でございます。もう一件，追加でご報告がございますので，続けてご報告いたします。本年9月の第3回定例会の際の文教厚生委員会事前委員会におきまして，フッ化物洗口



のモデル事業について、公立、民間保育所、認定こども園の15施設で実施の希望がある旨、既に報告させていただいておりますが、その後についてご報告いたします。10月以降、それぞれの施設に出向いて施設職員に対する説明会を行ってまいりました。現在までに、11施設で説明会が終了しており、そのうち、4施設でフッ化物洗口が始まっております。実施の状況でございますが、年中、年長児を対象に実施していただいておりますが、現在のところ、特段大きな問題は生じていないようでございます。以上でございます。

- 福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。
- 矢口副委員長 パブリックコメントに対して、この計画に対して過去に実施していることはありますか。またコメントは来ていますか。
- 塚本健康増進課長 資料を持ち合わせていないので後ほどご説明いたします。
- 矢口副委員長 パブリックコメントをやるときには意見は来るものなんですか。
- 塚本健康増進課長 内容によってかとは思いますが、多くはないかと思えます。
- 塚原委員 フッ化洗口では取り上げてこういう意見がありましたよと言うものはありますか。
- 塚本健康増進課長 特段意見というものはございません。
- 塚原委員 4施設の他にも出てきますか。
- 塚本健康増進課長 15施設実施の希望がございました。施設長の方に対する説明会の中でやってもいいと言うことでありましたので、その後に保護者宛のご案内を差し上げていると思うんですが、15施設に対しては説明会の予定を組んでございまして、実施できないというお答えは頂いておりませんので、特段問題なく進んでいくものと思われまます。
- 塚原委員 なかなか学校の方はオッケーがでないで、ちょっとここでせっかくやっていたのに、ここで終わってしまうことが十二分にあるんですけど、先々良いことだと思いますので、実施していただければと思います。
- 下村委員 フッ化物洗口はですね、この間子ども子育て会議の方で1回限りの補助金でしょ。これは実験的なことですが、継続して補助金が出るのかという話がありました。
- 塚本健康増進課長 県のモデル事業でありまして、薬剤のみをお渡しするというところで、説明会でも薬剤の提供のみですと、今後については園の方でご負担していただきたいということでご説明し、ご理解を頂いております。
- 下村委員 理解しました。1回分という話だったんだ。それだと継続できないだろうということをおっしゃっていたので、市の方でやると事業開始になっちゃうよね。難しいですね。部長難しいね。市でもモデル期間を作ってしまう方がいいのに。統計を取るのには短い期間だと取れない。長い期間でないと。虫歯予防に繋がるのか繋がらないのか。ある程度の期間。例えば1年を通してやってあげないと。ね部長。
- 川村保健福祉部長 県のモデル事業ということで。施設の規模によりまますけど、2ヶ月から3ヶ月までは使える薬剤を配布しております。それ以降については各自の負

担になるということで説明会ではお話をしております。そして手を挙げたのは15あると。市からの負担となりますと、幼稚園や、保育園に行っていないお子さんのこともありますし、保育所に行っても、手を挙げた保育所のみとなってしまうのでなかなか難しいかなとは思っております。

○**下村委員** 民間の幼稚園とか保育園に継続させるためにご指導いただければと思うんですが、これは所管が違うのかもしれませんが。

○**川村保健福祉部長** 15施設の内民間の施設も入っております。幼稚園については学校ですのでそこら辺はなかなか難しいところであります。

○**田子委員** 医療従事者の方に聞いたのですが、そもそも歯垢を落とさなければ虫歯を防げないと言うご意見を頂きました。フッ化物洗口だけに頼らずに今もご尽力いただいていると思うんですが、歯磨きで磨き残しのないような指導もしていただければと思います。

○**塚本健康増進課長** 歯磨き指導は既に実施しているところでございまして、今回のフッ化物洗口は歯磨きでも届かない場所の虫歯予防ということになります。

○**福田委員長** それでは執行部から何かございますか。

(「ありません」との声あり)

○**福田委員長** はい、それでは執行部はご退室していただいて結構です。ありがとうございました。

(執行部退席)

○**福田委員長** 元川学務課長どうぞ。

○**元川学務課長** 先ほど田子委員からありました地場産品についてセンター長からお答えしましたが、毎年県の方で地場産品の調査ということで回答したものをお持ちいたしました。県の食育推進計画というものがございまして、毎年11月を地産地消強化月間ということで、11月間の状況を報告とりまとめということで報告いたしておりますので、それをお持ちいたしました。地域県内の欄の一番下合計欄に62パーセントというのが昨年の状況でございます。この期間のみの使用の状況でございますので、年間を確認しましたところ全体の3割で推移している状況であります。県の目標は50パーセントとなっておりますので、本市については毎年クリアしている状況であります。

○**福田委員長** ありがとうございました。以上で文教厚生委員会を閉会します。委員の皆さん、長時間にわたりご苦労さまでした。